　　介護第1115号

令和５年10月12日

介護老人保健施設

地域密着型介護老人福祉施設

認知症対応型通所介護事業所

認知症対応型共同生活介護事業所　　　　　各事業者　御中

小規模多機能型居宅介護事業所

看護小規模多機能型居宅介護事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

水戸市長　高　橋　　靖

令和６年度茨城県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）

補助金に係る意向調査について（依頼）

日頃から本市の介護保険行政に御理解，御協力をいただき，厚く御礼申し上げます。

さて，標記事業について，次年度予算編成の参考とするため，令和６年度における事業実施の意向調査を行います。

つきましては，令和６年度に当該基金を活用した事業の実施意向がある場合には，下記のとおり回答いただきますようお願いいたします。

なお，事業実施の意向がない場合は，回答及び連絡は不要です。

記

１　調査対象事業（詳細につきましては，別紙調査票及び対象事業をご確認ください。）

1. 地域密着型老人福祉施設整備推進事業（地域密着型サービス等整備助成事業）

・　施設内保育施設の整備

1. 老人福祉施設開設準備経費助成事業（介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

・　施設内保育施設の開設準備

・　介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費

1. 地域密着型老人福祉施設整備推進事業（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業）

・　既存施設のユニット化改修

・　介護施設等の看取り環境の整備

２　提出書類　　　別紙調査票（基金）

３　提出期限　　　令和５年10月25日（水）

４　提出方法

　　Ｅメールにて，kaigo.jigyousya@city.mito.lg.jpまで送付してください。

５　留意事項

・　参考資料については，令和５年度事業として示されたものであるため，令和６年度においても同様の事業が同条件で実施されるとは限りませんので，あらかじめ御了承ください。

・　今回の意向調査は，令和６年度予算の要求に向けた事前調査になります。**本調査への回答をもって，事業の実施や事業の実施や補助金の確定をするものではありませんが，今回の調査において回答がない場合は，基本的に令和６年度の補助金交付の対象とはなりませんので御承知おきください。**

・　本事業については，介護サービス事業所を運営する事業者が行う整備事業が対象であり，運営主体以外の土地所有者や建物所有者が行う事業は対象となりません。

問合先

水戸市福祉部介護保険課管理係

担当：野口，大谷

E-mail：kaigo.jigyousya@city.mito.lg.jp

ＴＥＬ：029-297-1018

ＦＡＸ：029-232-9230